

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について

理事長通達 平成6年5月31日6経契第443号
最終改正 令和2年12月21日技契第455号
技術管理室長から技師長等あて

標記について、別紙のとおり定められ、平成6年6月1日から実施することとなったので、通知する。

なお、「工事請負契約等に係る指名停止等の取扱いについて」（昭和59年7月1日付け59経契第507号）は、廃止する。

別紙

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

（指名停止）

第1 理事長は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する工事の適正な施工を確保するため、有資格業者（工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第6条第1項の規定による有資格業者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に定める措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、それぞれ別表各号に定めるところにより、水資源開発水系の区分に応じて定める措置対象とする区域（第3項に定める区域をいう。以下「水系関連区域」という。）及び期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 水系関連区域に所在する事務所（本社、総合技術センター、支社、局、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。以下同じ。）の契約職等（独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年度第15号）第7条に規定する契約職及び分任契約職をいう。以下同じ。）は、理事長が前項の規定により指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項の水系関連区域は、次の各号に定める水資源開発水系の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- 一 利根川水系及び荒川水系：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域
- 二 木曽川水系及び豊川水系：長野県、岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県の区域
- 三 淀川水系：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域
- 四 吉野川水系：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域
- 五 筑後川水系：福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の区域

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2 理事長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の措置の範囲内で情状に応じて水系関連区域及び期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 理事長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の措置の範囲内で情状に応じて水系関連区域及び期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 理事長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の措置の範囲内で情状に応じて水系関連区域及び期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に定める場合を除く。）。

3 理事長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 理事長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。

5 理事長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第2第11号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 理事長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 理事長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は機構の役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号、第10号又は第11号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しく

は課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当する有資格業者にあっては、2.5倍）の期間

三 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当する有資格業者にあっては、2.5倍）の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の处罚に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第11号に該当する有資格業者にあっては、1.5カ月）加算した期間

五 機構の役職員又は機構以外の公共機関の役職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役職員の容疑に關し、別表第2第7号から第11号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第11号に該当する有資格業者にあっては、1.5カ月）加算した期間

（指名停止の措置対象とする区域の特例）

第5 理事長は、有資格業者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、水系関連区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 理事長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格業者について、当該水系関連区域内における指名停止の措置対象とする区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6 理事長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく、それぞれ別記様式第1、別記様式第2又は別記様式第3により通知するとともに、契約職等に対し、別記様式第4、別記様式第5又は別記様式第6により、指名停止の措置内容を通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し、理事長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の措置要件が機構の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7 契約職等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りで

ない。

(下請等の禁止)

第8 契約職等は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約職等の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 理事長は、前項の規定により書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う場合において、必要があると認めるときは、契約職等にこれを行わせることができる。

(理事長への報告)

第10 契約職等は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を別記様式第7により、理事長に報告するものとする。

(調査請負契約等への準用)

第11 第1から第10までの規定は、機構が発注する調査、測量、設計若しくは試験の請負又は物品の購入等に係る業者の指名停止等について準用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	水系関連区域	期間
(虚偽記載) 1 機構の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該措置要件に係る事実が発生した水系関連区域（以下「当該水系関連区域」という。）	当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内
(過失による粗雑工事) 2 機構の契約職等と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「機構発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内
3 水系関連区域内における工事で前号に掲げるものの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なもの）を除く。）を与えたと認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 2週間以上 2カ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	水系関連区域	期間
(贈賄)		
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	全ての水系関連区域（以下「全水系関連区域」という。）	4カ月以上 12カ月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	当該措置要件に係る事実が発生した水系関連区域（以下「当該水系関連区域」という。）	3カ月以上 9カ月以内
上記以外の水系関連区域		2カ月以上 6カ月以内
ハ 有資格業者の使用者でロに掲げる者以外のもの（以下「使用者」という。）	当該水系関連区域	2カ月以上 6カ月以内
上記以外の水系関連区域		1カ月以上 3カ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が水系関連区域内の機構以外の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	全水系関連区域	3カ月以上 9カ月以内
ロ 一般役員等	当該水系関連区域	2カ月以上 6カ月以内
上記以外の水系関連区域		1カ月以上 3カ月以内
ハ 使用人	理事長が必要と認めた水系関連区域（以下「特定水系関連区域」という。）	1カ月以上 3カ月以内
3 次のイ又はロに掲げる者が水系関連区域外の機構以外の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	全水系関連区域	3カ月以上 9カ月以内

□ 一般役員等	全水系関連区域	1カ月以上 3カ月以内
(独占禁止法違反行為)		
4 水系関連区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。	特定水系関連区域	当該認定をした日から 2カ月以上 9カ月以内
5 水系関連区域内において、機構の契約職等が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 3カ月以上 12カ月以内
	上記以外の水系関連区域	2カ月以上 9カ月以内
6 水系関連区域外において、機構以外の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	全水系関連区域	刑事告発を知った日から 1カ月以上 9カ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)		
7 機構以外の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	当該水系関連区域	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上 12カ月以内
	上記以外の水系関連区域	1カ月以上 12カ月以内
8 水系関連区域内において、機構の契約職等が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	当該水系関連区域	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上 12カ月以内
	上記以外の水系関連区域	2カ月以上 12カ月以内
9 機構以外の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	全水系関連区域	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上 12カ月以内
10 水系関連区域内において、機構の契約職等が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	全水系関連区域	逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上 12カ月以内

(重大な独占禁止法違反行為等)			
1 1	国土交通省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るもの役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。	全水系関連区域	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上 3カ月以内
イ	独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	全水系関連区域	
ロ	有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	特定水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内
(建設業法違反行為)			
1 2	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該水系関連区域	当該認定をした日から 2カ月以上 9カ月以内
1 3	水系関連区域内において、機構の契約職等が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	上記以外の水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内
(不正又は不誠実な行為)			
1 4	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	特定水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内
1 5	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	特定水系関連区域	当該認定をした日から 1カ月以上 9カ月以内

別記様式第1

第 号
年 月
日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

独立行政法人水資源機構
理 事 長

指 名 停 止 通 知 書

この度、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。
(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の水系関連区域
- 3 指名停止の理由

(備考) 1 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
2 () 内は、第6第2項の適用がある場合に使用する。

別記様式第2

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

独立行政法人水資源機構

理 事 長

指名停止期間（及び措置対象区域）変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（及び措置対象区域）を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

(備考) 1 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
2 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

別記様式第3

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

独立行政法人水資源機構
理 事 長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4

第 号
年 月 日

各 契 約 職
各分任契約職 殿

理 事 長

工事請負契約等に係る指名停止について

下記のとおり、指名停止を行ったので、工事請負契約等に係る指名を停止された
い。

記

- 1 指名停止措置対象業者
- 2 指名停止の期間
- 3 指名停止の水系関連区域
- 4 指名停止の理由

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5

第 号
年 月 日

各 契 約 職
各分任契約職 殿

理 事 長

指名停止期間（及び措置対象区域）変更通知について

年 月 日付け 第 号をもって通知した指名停止について、下記のとおり措置内容を変更したので通知する。

記

- 1 指名停止措置対象業者
- 2 従前の指名停止の期間
- 3 変更後の指名停止の期間
- 4 従前の指名停止の措置対象区域
- 5 変更後の指名停止の措置対象区域
- 6 変更の理由

（備考）1 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
2 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

別記様式第6

第 号
年 月 日

各 契 約 職
各分任契約職 殿

理 事 長

工事請負契約等に係る指名停止の解除について

標記について、下記のとおり、 年 月 日付け第 号をもって通知した指名停止については、解除したので通知する。

記

- 1 指名停止措置対象業者
- 2 指名停止の期間
- 3 指名停止の措置対象区域

(備考) 1 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
2 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

別記様式第7

第 号
年 月 日

理 事 長 殿

(分任) 契約職名

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領第10に基づく報告について
標記について、下記のとおり報告します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 業 者 名

4 措 置 要 件

5 措 置 理 由

6 そ の 他 資 料

(備考) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。